

指名停止措置一覧（業務委託）

令和3年（2021年）9月1日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				（始）	（終）		
富士通 株式会社	代表取締役社長	時田 隆仁	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号	令和3年 (2021年) 4月9日	令和3年 (2021年) 9月8日	富士通 株式会社は、本市発注の土木積算システム保守・運用支援業務委託において、誤ったデータ変更を行っていたことから、同システムを用いた83件の工事について、設計書の積算誤り（過少積算）を発生させたもの。	本市発注の土木積算システム保守・運用支援業務委託において、誤ったデータ変更を行っていたことから、同システムを用いた83件の工事について、設計書の積算誤り（過少積算）を発生させたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第1第2の項（過失による粗雑な履行：市発注契約）に該当するため。
富士通 J a p a n 株式会社	代表取締役社長	広瀬 敏男	東京都港区港南二丁目15-3	令和3年 (2021年) 4月9日	令和3年 (2021年) 9月8日	富士通Japan 株式会社は令和3年（2021年）4月1日付で自治体向け事業に係る権利義務を富士通株式会社から承継したため指名停止の対象とするもの。	本市発注の土木積算システム保守・運用支援業務委託において、誤ったデータ変更を行っていたことから、同システムを用いた83件の工事について、設計書の積算誤り（過少積算）を発生させたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第1第2の項（過失による粗雑な履行：市発注契約）に該当するため。